

NO	発言者	内容	回答																				
1	瀧本委員	基本的な障害に係る統計データの提供について	現計画121頁以降に明記している「資料編」の内容について、直近のデータを別紙「資料1-2」にまとめました。																				
2	川越委員	介護保険に移行する60歳から65歳未満の年齢階級に相当する人数や、その方々に相談支援専門員がついているのか	<p>セルフプラン 計画有</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>60歳</td> <td>1人</td> <td>30人</td> <td>(計31人)</td> </tr> <tr> <td>61歳</td> <td>15人</td> <td>19人</td> <td>(計34人)</td> </tr> <tr> <td>62歳</td> <td>9人</td> <td>24人</td> <td>(計33人)</td> </tr> <tr> <td>63歳</td> <td>5人</td> <td>31人</td> <td>(計36人)</td> </tr> <tr> <td>64歳</td> <td>11人</td> <td>40人</td> <td>(計51人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>現在実施している65歳到達前の案内に加え、60歳を超えたセルフプラン、居宅介護利用の方に対して毎年案内を送付する。案内文の内容は65歳到達時に介護保険に移行すること、計画相談をつけることをすすめるもの。</p>	60歳	1人	30人	(計31人)	61歳	15人	19人	(計34人)	62歳	9人	24人	(計33人)	63歳	5人	31人	(計36人)	64歳	11人	40人	(計51人)
60歳	1人	30人	(計31人)																				
61歳	15人	19人	(計34人)																				
62歳	9人	24人	(計33人)																				
63歳	5人	31人	(計36人)																				
64歳	11人	40人	(計51人)																				
3	佐塚委員	医療的ケアの卒業した18歳以降の方がどのくらいいて、そのまま自宅にいるのか、その後どうしているのかというような調査などはしていただけるのか、今回質問してみました。	<p>医療的ケア児・者向けのアンケート問38(報告書225ページ)において日中生活の場について整理しました。</p> <p>回答としては17.2%の方は通所施設を利用しておらず、それ以外の方は生活介護事業所(72.4%)に通所されている他、一般就労(6.9%)に結びついていると回答をいただきました。</p>																				

NO	発言者	内容	回答
4	川越委員	こども発達センターにおける外来療育において、終診となった方のフォローアップについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 終診に際しては、比較的安定している児童に関しては、今後の見通しや具体的な相談先（学校、療育、医療機関）などを口頭にて説明を行い、保護者同意（合意）のうえ終診としている。また各専門職からもこれまでの経過のまとめや今後についてのポイントなどを共有し、口頭で説明を行ったうえで終了としている。心配があるケースについては就学を機に終診とせず入学後の適応状態が良好であることなどを確認し、必要に応じ療育へつなげたうえで終診としている。</li> <li>・ 医療的な継続フォローが必要と判断した児童については就学时・就学後を問わず診療情報提供書を発行し他院へご紹介しているが、紹介先が非常に限られているのが現状である。学校に対しての情報提供は、保護者の同意や、診断名・検査結果の取り扱いへの懸念、専門職の事務量の増大などの問題があり現時点で実施することは困難な状況であるため、一部を除き行えていない。書面での情報提供は、終診時に限らないが、保護者に対し希望に応じて検査結果や療育経過などを発行している。（有料）</li> <li>・ 終診後に新たな困りごとが生じるなどして、医療機関への受診を希望する場合は、当センターでの診療・療育経過を診療情報提供書として発行している。</li> </ul>

NO	発言者	内容	回答
5	川越委員	紙おむつの支給対象者はどのような基準となっているのか。見直しを行う予定はないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年から市町村必須事業として日常生活用具の給付等事業が開始されました。その時から紙おむつは給付種目の1つとして挙げられていました。「厚生労働省告示第529号（平成18年9月29日）」の中で紙おむつの支給対象者は、「高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者」と定められています。</li> <li>・脳原性運動機能障害については、千葉県「身体障害者福祉法に基づく障害等級表解説」の中で「乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常についてであり、具体的な例は脳性麻痺である。」と示されています。</li> <li>・脳性麻痺は厚生労働省による定義として、「満2歳までに発現」と明記されています。</li> <li>・以上のような前提を踏まえ、当市の紙おむつの支給基準も「脳性麻痺等脳原性運動機能障害(おおむね3歳未満までに発現した非進行性脳病変によるもの)により、排尿又は排便の意思表示が困難な障害者等」及び「ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できない障害者等又は先天性疾患に起因する神経障害(二分脊椎等)による高度の排尿機能障害若しくは排便機能障害のある障害者等」と規定しています。</li> <li>・支給対象者は脳性麻痺による先天的な運動機能障害を有している方にしておりますが、発現年齢については、おおむね3歳と規定しており弾力的に対応しています。</li> <li>・そのため、現行の支給基準であっても先天的な脳性麻痺を有した方には対応可能と判断し、基準の見直しは行わず現行の運用を継続するものです。</li> </ul>